

平成 20 年 12 定 安全安心推進特別委員会

鈴木委員

私、ちょうど今、大井委員からお話が約 1 時間にわたってありました。私も、今日の質疑の中心は、本来でしたら安全・安心のまちづくりかなと思ったんですが、今のお話をずっとお聞きしていながら、また今朝の安全防災局長から説明をいただいて、一般県民の立場から聞いて、これはどういうことなんだという観点が、一杯見受けられました。先ほどの大井委員の紳士的で、ある意味で、もう一步入りたいというところも抑えられて御質問をされていらっしゃるようでございますので、私は単刀直入に、時間もありませんのでストレートに聞かせていただきたいというふうに思います。

私は、最近の県の傾向を見まして、何かやたらめったら条例というのを一杯出しているように思います。私は、厚生常任委員会に入っておるんですが、いわゆる 10 本近い条例を討議している、今日またここに来て、この神奈川県犯罪被害者等支援条例について見させていただいた。先ほどの大井委員の質疑とかぶるかもしれませんが、国が平成 16 年に犯罪被害者等基本法をつくりましたよと、それを踏まえてとっているのだったら、わざわざ条例なんかつくりたくとも、別に犯罪被害者等支援推進計画を出せばいいのではないですか。失礼ですが、私、コストのことも聞こうと思っているんですよ。こうやって、委員会をやったり当特別委員会をやって、こんなお金をかけて、多分 1 日やると何千万円でしょう、私も聞きたいことが一杯あるんですが、まずは当たり前のことからお答えいただきたいと思います。

犯罪被害者支援担当課長

国では犯罪被害者等基本法、それから計画を策定いたしまして、国として、それからまた都道府県の責務等も規定してございます。ただ、国として規定している施策等につきまして、やはり広く、概略的に幅広く網羅的に規定しているということもございまして、そういう中で条例の必要性ですとか県としての取組につきまして、有識者懇談会等でも御議論いただきましたところ、やはり県として被害者の方々が直面している、いろいろな日常生活を立て直すためのきめ細かい支援を、幅広く総合的に、継続的に実施していくためには、やはり何らかのその法的根拠が必要だろうと、こういう議論に至ったわけでございます。そういう中で、法の補完をいたしまして、県としてそういった幅広の施策をきちっと継続的に展開していく、こういうための条例をつくっていくという、こういう整理をしたということでございます。

鈴木委員

今のお話を聞くと、条例に一つ一つ書かれているところを見ると、すべて抽象的なことが書かれているわけです、要は今必要なことというのは、国という基本的なそういう囲いがあるわけだから、それをよりブレークダウンするのであるならば、推進計画を一刻も早く出さなければいけない、コストとかマンパワーもひっくるめて、この推進計画を一刻も早く討議しなければいけないのに、無駄なことをやっているのではないですかと言っているんです。それは道理でしょう。

裏を返せば、犯罪被害者の方たちの困窮というのは大変なものですよ。そうしたら、一刻も早く、そのタイムラグがないような形ででもつくらなければならんと、そうしたら、繰り返すようですが、推進計画を早急に提出すべきだと私は思うんですけども、いかがですか。

犯罪被害者支援担当課長

委員御指摘のとおり、被害者への支援というのは大変重要なものという認識はございます。そういう意味で、既存の施策に関して、犯罪被害者に適用できる施策に関してはもう既に取りまとめまして、総合相談窓口を通じて必要なものについては提供しているということでございます。そういう中で、支援の更なる充実と、そのよりどころという条例ということで、今その議論を、こういう形で提出させていただいているところでございます。そういう意味で、条例につきましては、今後、県として更に広げてやっていく施策の基本的な方向性を規定させていただきまして、それを踏まえて実施するための計画をつくりたいというふうに考えてございます。

鈴木委員

逆に国の法で足りないものというのはどういう部分なんですか。あなたがおっしゃっているものは、僕は推進計画でよりうまくやれるでしょうと言っている。推進計画で網羅すればいいことであって、それでも中二階みたいなものをつくらなければならない理由というのは何なんですかと聞いているんですよ。

犯罪被害者支援担当課長

基本法の基本的な施策に対しましては、今条例案に規定してございますような、日常生活の支援とか、そういう具体的な、正に被害者の方々の日常生活を支えるための支援の方向性ということについては、なかなか明確に見えてきていないという状況でございます。そういう意味で、そこをクリアにして県としてやっていくことと、きちんと規定したというそういう条例でございます。なお、やはりこれをきちっと今後継続的に行っていく、そういうよりどころとすることに、ある意味条例という根拠をつくるという、そういう必要性があると、そういう理由でございます。

鈴木委員

だから、細かいことをやるんだったら推進計画でしょうと、私は、言っているんです。そこに無理矢理に条例というのを、中二階に入れなくたっていいではないですか。これ言ってもしょうがないので、とりあえず次のところにいきます。

私はこの中で思ったのは、第5条に県民の責務と書いてあるんです。私、ものすごく最近の県の方向性として、何かこうやるべきだみたいな、何かものを上から見たような条例がものすごく多いと思います。ところが私、例えばこの5条を書いている人はいいと思うんです。ところが、人間の口に戸は立てられないと同じように、この5条を守るための、一体具体的なものって何なんですかね、だってあなた、よく考えてみてください、先ほども大井委員からあったように、周囲からいろいろなことを言われる、こういううわさも立つ、こういうようなものを、申請がされたら止めるような、条例とか法律は何もできないですよ。

だから、みんな失礼ですが、最近の県の、失礼な言い方かもしれませんが、全部ものを何か書いている人たちは現場を分からずに条文がどんどん出てくるんです、昨日私は、お話ししたんだけど。そういうのをできますかとか、それはどういうような根拠で、現場ではどうなんですかという視点がこの5条には、私ものすごく欠けているような気がするんです。

僕その中で、では逆にそんなに県がおっしゃるんだったら、一番ここで問題になればならないのはメディア対策ですよ。はっきり言っておきます。県がメディア対策を、この4条、5条、6条の中にどうやって入れるつもりなのかって私は逆に聞きたいんです。

犯罪被害者支援担当課長

犯罪被害者に対する報道の被害を巡る問題というのは、非常に大きなものだというふうには認識しているところであります。ただ、これは例えば国の法律ですとか、基本計画の策定の検討過程におきましても、これは報道の自由ですとか国民の知る権利との関係で非常に大きな議論になったと、大変非常に難しい問題であるという認識をさせていただきます。

一方で、やはりマスコミというのは、被害者の側からも、自分の声をきちっと伝えてもらうために、マスコミとのより良い関係をつくるということが非常に大事だということも出てくるかと思えます。そういう意味で、条例の中でそのマスコミの報道を規制するということについて触れることはできなかったわけですが、この事業者の責務等の中に、当然これは報道機関も入ってくるというふうに整理してございます。そういう中で、被害者の理解をしていただいて、そういうことは事業者の責務として、報道も一機関として守っていただくというような形になるかと思えます。

あと先ほど申し上げたとおり、マスコミを含めて御理解いただいた上で、より良い関係をつくって、きちっと被害者の方々の意見を世論に訴えていく、そういう役割を果たしていただくためにより良い関係をつくっていく、これが非常に重要ではないかと思っております。そういう意味で、条例にはその規定はしておりません。明確には規定しておりませんが、そういうことになってございます。

鈴木委員

報道の自由とか何とかって今おっしゃった、その壁が一つあるわけですよ。実際、取材源や、いろいろな問題を今討議されていらっしゃる、だけれども、県として条例をつくる以上、さっきから全国で初めてと、ひょっとしたら私は裏を返せば、だから他県はつくりたくないのではないかと私は思っている。推進計画は、これからつくりましますよと、ところが、神奈川県はその中二階みたいなのを、私からすると入れるということは、果たしていかなものかと思えます。

その中で、例えば条例をそうやって入れるんだったらば、せめてこの中にマスコミなり何なりの一文をあなた方が努力をして、苦勞して、何らかの一文を付けなければ、何のための条例なのか、この4、5条と6条の中は、ありきたりのと言ったら失礼ですけども、要するに何の責任もないものばかりになっている、何か書いた方がこちらから投げっ放しの条例のようなものをおつくりになったという思いがしてならないんですよ。是非とも5条、6条の中にそういう形で、私はもう一度、メディアに対して、またメディアとは言わないですけども、その風聞なり、また風評と言われるものに対しての、それに対してどのように守るのか、この観点というのを何らかの形で入れていただきたいというふうに要望しておきます。

もう一つは、先ほど大井委員とのいろいろなやり取りの中にございました、県警と、そしてNPO等々もひっくるめて、この3ページの欄の(ア)から(ソ)まで、何でワンストップで県がやりますって言わないんだろうと思ったの。何でこんな、うだうだ経済的負担だ、弁護士だなんて書いていないで、ワンストップでやればいいじゃない、別に、どうしてこんな条例でだらだらと、11条、13条、日常生活の支援から何から書く必要があるのでしょうか。

僕は何でこんなことを言ったのかというと、これは私がずっと追っかけてきている自殺対策の県の姿勢なんです、自死遺族の方々だって、どこへ行っていいか分からないわけ、分からないから私はちゃんと冠に自殺と付けると、それで、やっと自殺対策情報センターというのを前向きに考えてくださるようになった。まるっきり同じことをここでやっているんですよ。先ほど大井委員からございました、確かに法的な問題もあるかもしれない、だけど条例までつくって、全国初で頑張るってやりますというんだったら、ワンストップで

何らかの形、これ少なくともコ欄をクリアするような、ここに行けば全部が分かりますというようなものをつくるべきだと思いますがいかがですか。

犯罪被害者支援担当課長

委員御指摘のとおりでございます。総合的支援体制というのが一番重要だと思っております。資料のサ以降の細かいそれぞれの支援につきましては、条例では県として実施している施策の方向性として位置付けてございますが、こういった施策を正にこの総合的支援体制の中で、一元的にワンストップで果たしていくという、こういう体制をつくっていきたくと思っております。ここでは具体的に条例上は明記してございませんけれども、そういった一元的に提供できるような体制、早急に条例の枠付けをつくっていきたくというふうに考えてございます。

鈴木委員

本当にこれ拝見させていただいて思いますことは、こうやって条例って、どんどんこういう縛りを何かいろいろな形で付けていくというのは、果たしてこれからの時代にそぐうものなのかと私は思っているんです。というのは、法律も、条例も、当然本来なら何にもない社会が良い社会であると思っております。お時間がないので最後に聞かせていただきましたのは、そういう中でもって、先ほど課長はストーカーの被害に遭っている方とも言っていましたね。対象の中に、イメージとしてどうなるわけ、警察もある、こういう場所もありますよというイメージになるんですか。今幅広にいくよと言っているけれども、何のために警察があるんだか分からないでしょう。だって、先ほどストーカーの被害に遭っている方とおっしゃったけれども、ストーカーの被害に遭っている方までもが神奈川県に来ると三つの窓口に行けるといえるのは、そんなものになるのかという思いがしたんですけれども、いかがでございますか。

犯罪被害者支援担当課長

当然その対象となる刑法に該当するような犯罪に関しましては、警察の所管で当然対応することになりますけれども、例えば先ほどのNPO法人犯罪被害者支援センター等では、そういった公的な機関にはなかなかアプローチできないような、ただやはり犯罪とは言えないんですけれども、それに類するやはり深刻な社会的な被害を受ける方々の相談を寄せられるところでございます。条例、法もそうなんですけれども、条例のつくりも、やっぱりそういった方々に対しても必要な、例えば相談ですとか、こういう窓口があるという情報提供ですとか、そういった力になっていくと、そういう入り口にはなっていくと、そういう意味で、条例上も犯罪等というふうに幅広な規定をしているところでございます。

鈴木委員

私、一つだけ心配していることがあるので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この犯罪被害者等という等は何なの。

犯罪被害者支援担当課長

犯罪被害者等の等につきましては、犯罪を受けた御本人及びその家族と御遺族の方が入ります。

鈴木委員

では、それは明記された方が私はよろしいと思えますよ。この中で、課長、私が思ったことは、これがもし万が一、法的なことにまで、かかわらないというものになっていった

ときに、今、来年の4月から警察等々でもって、例えば今回ありました事件の中で、そもそもが、近所でこれこれ、こういうような問題がありましたと、これに対して警察等も情報収集をしていきますといったときに、警察以外の受皿に対して向けられる住民の要望のパワーはすごいです。これは私なんかでもすごく言われていました。等という、この中でもって私は、人ですからそれは大体分かるのかもしれませんが、私がもう一つ心配したのは、こういう形でもって組織としてだれかが出る、今この代表の方たちが行きますよと組織が出ていったときに、そうかと、法的なものでなかったとしても拘束できない、ある意味、猫の問題だとかひっくるめて、民事みたいなものまでもこういうところにくる可能性もすごくある、それは住民の総意は、うっせきしたパワーなんですよ。なかなか言ってもどうにもならなくなる、そういうことをしっかり今後見ていていただきたいということをお願いしたいと思いますが、その点を伺いたいと思います。

犯罪被害者支援担当課長

大変これは恐縮なんですけど、今回の特別委員会資料につきましては、条例案の抜粋になってございまして、条例案そのものでは、定義の第2条の(2)で犯罪被害者等につきましては、犯罪等により害を被った者及びその家族また遺族という、こういう規定をしてございまして、ここについては明確に規定されているところかと思えます。

あともう1点、幅広い対応ということでございます。県も平成19年の6月に総合相談窓口を設置いたしました。犯罪被害者等からの相談に応じているわけですが、今委員御指摘のとおり幅広い、実に幅広い相談が舞い込んでいます。これは厳密に犯罪等にも該当しないようなものもあるんですが、やはりそれは住民の方々、いろいろな御心配ですとか御不安を抱いて、そういうところの窓口で相談に来るということで、それにつきましても入り口でシャットアウトするのではなくて、きちっとお話を聞いて、できる限り適切な窓口等、あと情報源に結び付ける、こういう作業をやっているところでございます。恐らく今後、総合的な支援体制を整理するに当たりましても、犯罪、若しくは犯罪等、ここまでという線引きをするのではなくて、やはり当然のことながらいろいろな相談を持ちかけられると思いますが、きちっときめ細かく対応していくという、そういう形になろうかと思えます。

鈴木委員

ありがとうございます。

私は、この条例化についてはいろいろな思いがございまして。当然これから推進計画というものが出来た時点で、またしっかりやらせていただきたいと思いますが、なぜこの条例が必要なのかということについては、本来でしたらもっと時間をかけて質問させていただきたいところですが、この質問は終わりにさせていただきたいと思えます。

次に、余りメジャーではない、スクールガードリーダーについてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

私がこのスクールガードリーダーということにちょっと着目したのは、最近、大変に幼いお子さんに対してある意味で問題があり、それとあと学校の通学路においての事件というものが出来てきて、自治会の方等々からすれば、何でスクールゾーンという中で、そんな事件が起こるのかという怒りはすごいものがございまして、私の方としましては、これまたいろいろお聞きした中で、そういうことだと、もう一つは、例えば横浜等々では緑のおばさんをコストカットによりまして、基本的に今年の2月からですか、なくなっているわけですね。それに代わるものとして、スクールガードという、ある意味で学校の安全ボランティアの方々が、いろいろ活躍してくださっております。

一つお聞きしたいんですが、このスクールガードでございましてけれども、県内は、現在

どのような状況になっているのでしょうか。

保健体育課課長代理

学校安全のボランティアでありますスクールガードにつきましては、県内のほとんどの小学校におきまして組織されております。横浜、川崎を除くデータでございますけれども、県内で98.7%の設置をしております。具体的には、PTA、あるいは自治会、老人会等の方々が、登下校におきまして、危険な場所での見守り、あるいはパトロール等をしていただいております。また、授業の時間中に学校内をパトロールしまして、不審者の侵入を防ぐという活動もしております。犯罪を防ぐためには、多くの方々の目が必要になってまいりまして、このような取組によりまして犯罪の抑止効果が出てきます。

鈴木委員

ありがとうございます。私は、スクールガードリーダーというところを通じて、本来ならいろいろな、例えば備品等々なんかの補助があるようでございますが、こういうところが、ないところについては、スクールガードだって本当に民間ボランティアでやっていらっしゃる、ちょっとここでお聞きしたいんですが、頂いた資料の中の8ページですけれども、いに民間の自主防犯活動の促進の中に、安全・安心まちづくり活動事故給付金制度の運用とあるんですが、これにはスクールガードというのは入っておりますか。

安全・安心まちづくり推進課長

これは特にスクールガードといった形で対象にはしておりませんといいますか、スクールガードというのはあくまで個人のボランティアであるという形になりますと、既存の自治会なり町内会なり、町内会でボランティアの団体として登録されている団体の隊員であると同時にスクールガードである、そういう場合であれば、私どもは当然対象にはなるとい形になろうかと思えます。

鈴木委員

基本的には自治会の方々のボランティアでやっていらっしゃるんですね。私は、ここでちょっとお願いという形で、要望なんです、このスクールガード、今お話ししますと、県下で、横浜、川崎を除いても90%以上の学校で、こういう形でいろいろ動いてもらっているんですよ。実は先般もある方から、見回り中で、大変高齢者の方が多いものですから転倒してしまったということで、地域の方々がいろいろと病院の世話とか何かして、その方に対してしてくださったんですが、そのときにちょっとこの支援等々についてはどうなのかと、制度について私は思ったものですので、聞かせていただいたところでございます。

スクールガードは、なかなかメジャーな名前ではないので、ただ大変に教育の現場の、それこそ通学のお子さん等々に対しては、本当に信号が付けられないような、例えば四さ路みたいになっているんですけれども、例えば信号が付いたら、かえって危険だみたいなところについて、こういうような形で取り組んでおられていますので、御配慮いただきたいというふうに思います。

最後ですが、今日頂いた資料について、最後に安全・安心まちづくり推進課長にお聞きしたいんですが、いろいろな施策が安全・安心のまちづくりの取組に出ていますよね。一杯すばらしいと思うことが書いてあるんですが、ちなみにこれは例えば警察との連携とか、それとか例えば教育とか、ここから先の枝でどのような連携を関係各課ととっていらっしゃるんですか。例えば、この自主防犯活動なんてありますよね、できるだけ出させていただいて、資金も提供していただいていると、そういう中で、例えば現場でのいろいろな意

見の収集とか、そういうふうなところについて、私、意外とやっていないのではないのかと。現場だと、自治会なら自治会の地域の中では、そういう情報を共有できたとしても、それは例えば警察なら警察としてのデータとして、また今後の活動として、それを生かしていくようなこの流れというのを警察や、また教育、そういうところでどのような形をとって、かかわっていらっしゃるのか、それについて最後にお聞きしたいんですが。

安全・安心まちづくり推進課長

委員御指摘のとおりといいますか、私どもの安全・安心まちづくりの取組、ここにいる、資料の方に私どもの取組を中心に書かせていただいておりますが、当然のことながら私どもが予算を計上して取り組むだけでは、これは全く限界がございます。当然、今お名前の挙がりました県警察、そして特に教育、あるいは私ども知事部局の県土整備部でありますとか、青少年関係、こういったところと既存の施策との連携、これがやはりどうしても必要になってくるという基本認識でおります。

今委員の方から具体的なその辺の連携はということでございます。一つは、形式的なことで恐縮でございますが、一つとしましては私ども犯罪のない安全・安心まちづくりの推進本部という、全庁的な推進体制として、副知事を本部長としまして、これは当初から立ち上げてございます。その中で、重要事項はやっているという形になっております。これも形式の話で恐縮ですが、その下部には幹事会等、部会とかございまして、当然関係する課、例えば子供ですと私ども、それから教育、それから県警察の少年育成課でありますとか、それから県民部、青少年、こういったところの担当者の支援をつくりまして、この辺の情報交換はできるだけさせていただいて、こういう体制になっているわけです。

それから、もう一步、現場のということになりますれば、これは永遠の課題ということの中で、それが実効的にその情報をうまく使って、そしてその政策あるいは活動に反映されるように、これは今後とも引き続き頑張っていきたいというふうに考えております。

鈴木委員

ありがとうございました。

私は最後に要望というよりも、お考えいただきたいと思うんですが、今回の調査項目は、犯罪のない安全・安心のまちづくりです。確かに犯罪ですから当然警察という問題が大きく出てくるかもしれませんが、これからは先ほど申し上げましたように教育の問題が大きくかかわってきているということです。

もう一つ、私が申し上げたいのは、これから早急にまたやらなければならないのは、犯罪のないものもひっくるめてそうですが、これから福祉と医療というのは、安全・安心のまちづくりの中で大変重要な要素になってくるだろうと思います。これの例えば犯罪のない安全・安心まちづくりの中だって、これは医療、福祉って両方、私、絶対必要だと思っています。例えば、さっき申し上げました、ボランティアのために例えば夜中に動いたと、そういう方が、例えば、万が一、脳内出血で倒れたと、収容する病院が近くになかったというようなことでもあったら、それこそ安全・安心のまちづくりは、一体何のためなんだというのがあるかと思えます。また、福祉、病院とかというような角度で、しっかりまたとらえて、また施策を推進していただくよう要望しまして質問を終わります。